

◎新潟県告示第736号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりであった。

なお、関係図書及び書面は、平成26年4月23日から平成26年5月13日まで、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県直江津港湾事務所並びに上越市役所において縦覧に供する。

平成26年4月23日

直江津港港湾管理者 新潟県
代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 出願の年月日

平成26年4月14日

2 出願人の名称及び住所

出願人住所 新潟市中央区新光町4番地1

出願人名称 新潟県

代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1

代表者氏名 新潟県知事 泉田 裕彦

3 埋立区域

その1

(1) 位置

新潟県上越市港町1丁目93番から同市港町2丁目536番2に至る間の地先公有水面。

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から8の地点を順次に結ぶ平成25年秋分の満潮位（D.L.+0.39m）における公有水面と陸地の境界線、8の地点から11の地点までを順次に結ぶ平成25年秋分の満潮位（D.L.+0.39m）における公有水面との境界線、及び11の地点と1の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

基点 直江津港沖防波堤北灯台（北緯37度13分40.6秒、東経138度16分31.5秒）

1の地点 基点から 202度33分44秒 5,380.27mの地点

2の地点 1の地点から 152度30分35秒 5.73mの地点

3の地点 2の地点から 65度21分57秒 5.56mの地点

4の地点 3の地点から 66度13分25秒 30.31mの地点

5の地点 4の地点から 64度52分54秒 44.85mの地点

6の地点 5の地点から 64度51分44秒 4.72mの地点

7の地点 6の地点から 334度51分23秒 7.37mの地点

8の地点 7の地点から 54度26分17秒 0.82mの地点

9の地点 8の地点から 334度24分18秒 1.66mの地点

10の地点 9の地点から 244度23分48秒 69.51mの地点

11の地点 10の地点から 154度24分52秒 1.49mの地点

(3) 面積

711.89 m²

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県上越市港町1丁目91番4、91番7、93番、同市港町2丁目91番1、91番4、536番1、536番2の地内並びに同市港町1丁目91番4、93番、同市港町2丁目91番1、91番4、536番1、536番2の地先公有水面。

(2) 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びカの地点とアの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。

基点 直江津港沖防波堤北灯台（北緯37度13分40.6秒、東経138度16分31.5秒）

アの地点 基点から 201度57分50秒 5,299.99mの地点

イの地点 アの地点から 244度23分48秒 81.47mの地点

ウの地点 イの地点から 152度26分37秒 10.86mの地点

エの地点 ウの地点から 242度29分43秒 20.89mの地点

オの地点	エの地点から	152度30分50秒	37.64mの地点
カの地点	オの地点から	61度36分38秒	100.86mの地点

(3) 面積

4,511.39㎡

- 5 埋立地の用途
ふ頭用地